

ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 NZ. I

略語のリスト

国内官庁： ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ)

NZPA： ニュージーランド特許法

NZPR： 2018年ニュージーランド特許規則

Sec.： 特許法の条文

Reg.： 2018年特許規則の条文

指定（又は選択）官庁 NZ	ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ) 国内段階に入るための要件の概要	概要 NZ
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認めない	
要求される国際出願の翻訳文の言語	英語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面中の文言（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方） PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面中の文言・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合のみ送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明示的に請求した場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	ニュージーランド国内法に基づき、カラー若しくはグレースケールの図面又は写真は、特別な条件、制限、要件なしで認められる	
国内手数料 ¹	通貨：ニュージーランド・ドル (NZD) 特許又は追加特許に関し： 出願手数料 NZD 250 及びニュージーランド居住者については商品サービス税	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

NZ	ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ) (続き)	NZ
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ²	国際出願の願書に記載されていない場合には、各発明者の氏名及びあて名 ³ ニュージーランド又はオーストラリアにおける送達用あて名 (代理人の代理は要求されない) 国内官庁と通信する者すべての電子通信用あて名を提示しなければならない 国際出願の翻訳文の確認	
誰が代理人として行為できるか？	弁理士として国内官庁に対して手続することを登録した者 ⁴	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 登録弁理士に関する情報は、Trans-Tasman IP Attorneys Board の次のウェブサイトから入手できる。
<https://www.ttipattorney.gov.au/>

国内段階の手続

NZ. 01 国内段階へ移行するための様式

国内段階出願は、国内官庁のオンライン・ケースマネジメント設備を通じて行うことが強く推奨され、これはリアルタイム処理を行うので出願人は出願日の即時確認を受領する。その後の国内官庁と出願人とのすべての通信のために、出願人は電子通信アドレスの提示が要求され、この通信もケースマネジメント設備経由で行わなければならない。

PCT Rule 17.2(a)
PCT Rule 51bis.1(d)
PCT Rule 91
NZPA Sec. 50
NZPA Sec. 51(1)(d), (e)
NZPR Reg. 63(2)
65
70

NZ. 02 翻訳文

国内段階の開始日から3箇月以内に、国際出願を構成する書類の英語による確認済翻訳文を提出しなければならない。この期間は2箇月まで延長できる。書類には出願時の明細書、第19条及び第34条の補正書、並びに規則91の訂正書面が含まれ、これらの翻訳文は別個の書類として提出しなければならない。優先権書類の確認済翻訳文は、国内官庁から要求されない限り不要である。

NZ. 03 翻訳文（確認）

添付書類の英語翻訳文であって確認証明を伴うものが、確認済翻訳文として要求される。確認証明には署名者による日付及び署名が要求され、署名者の知る限り、そこで言及する書類が、添付書類の真正かつ完全な翻訳文である旨を陳述する。

1通の（又は複数の各）証明には、NZ特許出願番号又はPCT国際出願番号を記載しなければならない。翻訳文の対象である書類1通を含むべきであり、証明にこの書類が含まれない場合には同日に提出し、同一の提出手続の一部として、翻訳された書類に明確に対応させなければならない。

国内官庁は国内段階移行のオンライン請求の手続中に、所定の形式及び期間内に確認済翻訳文を提出するよう出願人に要求する。これを提出しない場合、出願は無効とみなされる可能性があるが、出願人はその後に回復を請求することができる。

NZ. 04 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

NZ. 05 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書NZ. I に概説されている。

NZ. 06 審査請求

国内官庁は、審査請求書を受理し、審査手数料が支払われた後に限り、国内特許出願を審査する。審査請求は、国際出願日から5年以内、又は国内官庁が出願人に審査請求するよう指示した場合には、その指示の日付から2箇月以内に行わなければならない。

審査請求の手数料額は附属書NZ. I に記載されている。出願は最初の審査報告書の発行から12箇月以内に受理される必要がある。

出願の受理前に、特許付与を受ける出願人の資格通知書を提出しなければならない。この通知書は受理前に提出しなければならない。出願人がPCT規則4.17(ii)の規定に従い関係する申立てを行っている場合には、この要件を満たすことができる。

NZPR Reg. 3	NZ. 07 送達用あて名
14	出願人は、ニュージーランドの国民又は居住者であるのか否かを問わず、代理人の選任は
34	要求されないが、ニュージーランド又はオーストラリアにおける（通知及びその他の通信の）送達用あて名を必要とする。出願人は、国内官庁に対して手続するために認められた弁理士が代理することができ、送達用あて名は通常、登録された弁理士のあて名とすべきである ¹ 。
PCT Art. 4(4)	NZ. 08 各発明者の氏名及びあて名を、国内段階移行時又はその後に国内官庁が指定する期間内に提示しなければならない。
PCT Art. 28	NZ. 09 出願の補正及びその時期
41	出願人は、国内官庁に対し、出願について次の補正をすることができる。
NZPA Sec. 33(5)	(i) 許可前：
40	－特許登録簿、特許証、特許出願、特許出願に関して提出された書類、特許若しくは特許出願に関して長官に対して行われた手続における誤記又は欠落の訂正。これは特許明細書の誤記又は欠落には適用されない。
201-202	－新親事項（出願時の国際出願の開示の範囲を超えたもの）によって明細書・請求の範囲を拡張しない補正。これに該当しない場合、長官は出願及び明細書の日付の繰下げを命じることができる。
NZPR Reg. 58	(ii) 許可後：
136-140	－上述した(i)における誤記又は欠落の訂正
NZPA Sec. 83-88	－明白な誤りを訂正する場合を除き、補正後の出願が、補正前の出願に実質的に開示されていない事項を請求若しくは記載する効果、又は補正後の請求の範囲が、補正前の出願の請求の範囲にまったく含まれない効果を有する補正は認められない。
NZPR Reg. 87-89	
PCT Art. 4(3), 43	NZ. 10 追加特許
PCT Rule 49bis.1(c)	国内段階の出願の出願日以降であればいつでも、出願人は特許を追加特許として付与する
76.5	よう請求することができる。出願人は更に、追加特許を求める特許又は特許出願の番号も表示すべきである。
NZPA Sec. 106-111	
NZPR Reg. 100	
NZPA Sec. 20	NZ. 11 維持及び更新手数料
21	国際出願日の4年目の応当日から、すべての出願について維持手数料を毎年支払う。特許付与後は更新手数料を毎年支払い、国際出願日の各年の応当日が支払期日となる。毎年
35	の維持手数料の支払期日は、国内段階移行後、国際出願日の4年目の応当日である。特許付与後の毎年
NZPR Reg. 8-10	の更新手数料の支払期日は、国際出願日の各年の応当日である。維持手数料が支払われ、次年度の支払期日前に特許が付与された場合、次年度は更新手数料を支払う。維持及び更新手数料は、各年の応当日前の3箇月間、及び（割増維持手数料又は更新手数料の遅延手数料を伴い）期日後6箇月間内に支払うことができる。維持及び更新手数料の額は附属書NZ. Iに示されている。

1 登録弁理士に関する情報は、Trans-Tasman IP Attorney Board の次のウェブサイトから入手できる。

<https://www.ttipattorney.gov.au/>

NZPR Reg. 11A	NZ. 12 超過請求の範囲手数料 審査請求から明細書の許可までのいずれかの時点において、明細書に30個以上の請求の範囲が同時に含まれている場合には、出願の許可後に、出願及び明細書の審査のための超過請求の範囲手数料を支払う。出願人は明細書の許可後に、附属書NZ. I に示す手数料額の通知を受け、この超過請求の範囲手数料が支払われるまで特許付与は延期される。出願が取下げ若しくは放棄とされた場合、又は特許付与が拒絶された場合には、出願人の請求に基づき、超過請求の範囲手数料は不要又は払戻しとなる。出願が放棄された後に回復された場合、超過請求の範囲手数料は引き続き支払対象とされる。
PCT Art. 25 PCT Rule 51 NZPA Sec. 208	NZ. 13 PCT第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合、出願人は長官に対してヒアリングを請求することができる。
PCT Art. 24(2) 48(2) NZPA Sec. 231, 232 NZPR Reg. 146, 147, 148	NZ. 14 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階に移行した出願について、請求に基づき、長官は自己の裁量によって規則に基づく行為又は手続をするための一部の期間を延長することができる。そのような延長は、当該行為又は手続をするための期間が満了している場合であっても認めることができる。この延長請求はオンラインシステムを通じて行うことができる。
NZPA Sec. 129 NZPR Reg. 122	NZ. 15 出願人の名称又は名義変更 ニュージーランドの国内段階に移行する出願人が、対応する国際出願の出願人と異なり、当該変更が規則92の2に基づいて国際事務局に記録されていない場合、ニュージーランドにおける出願人は、国内官庁オンラインシステムを使用して出願人の名称又は名義変更の記録を国内官庁に申請すべきである。

手数料¹

(通貨：ニュージーランド・ドル)

標準特許出願

出願手数料	250
維持手数料（付与前にのみ支払う）：	
－完全明細書の提出日の第4年度以降、各年の応当日について 規則9(1)(a)に規定する期間内に手数料を支払う場合	200
－完全明細書の提出日の第4年度以降、各年の応当日について 規則9(1)(b)に規定する更なる期間内に手数料を支払う場合	300
更新手数料（付与後にのみ支払う）：	
－完全明細書の提出日の第4年度、第5年度、第6年度、第7年度、第8年度、第9年度の応当日 について規則10に規定する期間内に手数料を支払う場合	200
－完全明細書の提出日の第10年度、第11年度、第12年度、第13年度、第14年度の応当日 について規則10に規定する期間内に手数料を支払う場合	450
－完全明細書の提出日の第15年度、第16年度、第17年度、第18年度、第19年度の応当日 について規則10に規定する期間内に手数料を支払う場合	1,000
第21条(1)で規定する割増料支払の期間内に 更新手数料の支払期間の延長を請求する場合に支払う割増料	100
完全明細書の自発補正の手数料：	
－許可前	150
－許可後	500
審査請求手数料	750
25個を超える請求の範囲の5個ごとの審査についての超過請求の範囲手数料	120
特許又は特許出願の回復請求（国内段階の「繰延べ移行」を含む）	600
ヒアリング請求	850

追加特許

すべて標準特許出願の手数料と同額、ただし更新手数料は支払不要

手数料の支払方法

出願が国内段階に移行した後、手数料は電子的手段によって支払わなければならない²。
ニュージーランド居住者は商品サービス税を支払う。

1 この額は定期的に改定され、国内官庁の次のウェブサイトで確認できる。

<https://www.iponz.govt.nz/about-ip/patents/fees/>

2 更なる情報は次のウェブサイトを参照されたい。<https://www.iponz.govt.nz/about-ip/patents/>